

# 令和5年7月10日の九州北部豪雨災害に関する相談窓口の開設について

令和5年7月10日の九州北部地方で発生した豪雨災害により被災された皆様からのお見舞い申し上げます。

被災された皆様からの「登記に関する相談窓口」を開設しましたので、ご案内申し上げます。

## 【相談窓口】

- 福岡市中央区舞鶴3-5-25  
福岡法務局不動産登記部門 092(721)4575
  
- 福岡市中央区舞鶴3-5-25  
福岡法務局法人登記部門 092(721)9306
  
- 朝倉市菩提寺480-6  
福岡法務局朝倉支局 0946(22)2455  
※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択
  
- 久留米市城南町21-5  
福岡法務局久留米支局 0942(39)2121  
※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択
  
- 田川市中央町4-20  
福岡法務局田川支局 0947(44)1426  
※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択

## 【よくあるご質問】

### 1 不動産登記関係

**Q1 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失したが、再発行できるか。**

【答え】

権利証（登記済証、登記識別情報通知書）は、登記が完了したときにお渡しするもので、再発行はできません。

**Q2 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失すると、その土地・建物の所有権がなくなるのか。**

【答え】

権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失しても、所有権はなくなりません。

**Q3 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）を紛失したが、その土地・建物を売買するときに必要になるのではないのか。**

【答え】

土地・建物の所有権を第三者に移転する場合は、権利証（登記済証、登記識別情報通知書）が必要ですが、法務局からの事前通知など別の手段によって登記の申請をすることが可能です。

**Q4 土地・建物の権利証（登記済証、登記識別情報通知書）や実印を紛失したが、不正な登記の申請に利用されるおそれはないか。**

**【答え】**

「不正登記防止申出制度」（無料）をご利用いただくと、第三者からの不正な登記の申請を防止することができます。

## 2 商業・法人登記関係

**Q1 会社・法人の代表者の印鑑を紛失したが、どうしたらよいか。**

**【答え】**

新たに代表者の印鑑を作成した上で、代表者個人の実印と市町村発行の印鑑証明書を準備し、最寄りの法務局で「改印届」の手続きを行ってください。

**Q2 会社・法人の印鑑カードを紛失したが、どうしたらよいか。**

**【答え】**

紛失した印鑑カードの「廃止届」、「印鑑カード交付申請」が必要となりますので、会社・法人の代表者の印鑑を準備し、最寄りの法務局で手続きを行ってください。